



# 島根県報

令和元年12月24日（火）

第 6 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
保安林予定森林	（        ”        ）	2
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	（水 産 課）	2

### 【公 告】

公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	3
都市計画決定の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	3

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院緊急車両等運行管理業務委託に係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	3
-----------------------------------	---------	---

**告 示****島根県告示第489号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第490号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安来市広瀬町菅原1597から1606まで、1607－2
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第491号**

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、令和元年12月24日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和元年12月24日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和元年12月23日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和元年12月24日

島根県知事 丸山達也

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の3を次のように改める。

### 3 削除

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の4中「松江市美保関町福浦」の次に「及び森山」を加える。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分の欄の3中「（通称字北分を除く。）」を「及び宇受賀」に改め、同欄の4及び5を次のように改める。

### 4及び5 削除

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和元年12月6日に終了した旨国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年12月24日

島根県知事 丸山達也

### 1 作業種類

公共測量（GNSS水準測量）

### 2 作業期間

令和元年9月5日から同年12月20日まで

### 3 作業地域

浜田市熱田町地先

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月24日

島根県知事 丸山達也

### 1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画

### 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年12月24日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

島根県立中央病院緊急車両等運行管理業務委託

#### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

#### (4) 履行場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

#### (5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づいて、再生又は再生手続等を行っていない者であること。

(8) 運転業務に関して、3年以上の実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 総務課

電話0853-30-6423 FAX0853-21-2975

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和元年12月24日から令和2年1月14日までの間、上記(1)の場所において交付する。（交付時間は土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。）

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名

(法人のみ)、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して、(1)の問合せ先まで電話連絡の上、FAXで申し込むこと。

(3) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年2月3日 午前10時30分

イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（島根県立中央病院）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name of the commissioned business: Ambulance driving business consignment

(2) Contract period: From April 1, 2020 to March 31, 2023

(Bid tendering Date and Time: February 3, 2020, 10:30 am)

(3) Department in charge of contract work: Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himehara,

Izumo-shi, Shimane, 699-8555 Japan

電話: 0853-30-6423